

質問

古代の女官について 古代の行政システムのなかで、女性はどうような役割を担っていたのでしょうか、具体的に解説して下さい。

〔回答者〕伊集院 葉子

はじめに

日本史の教科書で宮廷に出仕する女性が登場するのは、平安時代に入ってからである。かな文学隆盛のくだりで、紫式部・清少納言らの才女たちを説明するにあたって触れられる。しかし、それ以前にも女性は女官として古代の行政システムのなかで役割を果たしていたのである。

一 『日本書紀』にみえる女性たち

古墳は、ヤマトを中心とする広域政治連合の存在を示すが、古墳の被葬者には女性もいたことが考古学の成果から明らかになっている⁽¹⁾。埼玉県の稲荷山古墳出土鉄剣銘、熊本県の江田船山古墳出土鉄刀銘は、五世紀後半の雄略天皇の王宮に関東や九州の豪族が仕えたことを語るが、『日本書紀』からも、列島各

地の豪族たちがヤマト朝廷の王宮に赴いて直接仕えたことがうかがえる。このなかには、日向（現在の宮崎県）の諸県君牛という豪族が応神天皇に仕えていたが、年老いたために娘の髪長媛が替わって出仕したという伝承が残されている⁽²⁾。男女いずれもが豪族のリーダーたり得た社会だったことを反映して、王宮に仕える人物も男女どちらでもよく、交替が可能だったのである⁽³⁾。

推古天皇には数十人の女性が近くで仕え、後継者をめぐる推古天皇の遺詔の場に立ち会っている⁽⁴⁾。このように女性の出仕者は『日本書紀』の随所にみえる。

二 律令官僚制の成立と女性

七世紀に律令国家形成が急がれ、唐にならった官僚機構が指向されると、そのなかでの女性の位置づけに変化が生まれた。

大宝令（七〇一年）で、中央に二官八省など、地方に国・郡などの行政組織が設置され、幹部職員は、長官・次官・判官・主典の四等官で構成された。貴族男性は、官僚になることを前提とされ、父祖の位階に応じて子を優遇し貴族層を再生産する蔭位制や、位階に応じた官職に補される官位相当制が導入された。女性はこれらの制度から除外された。

では、律令国家の成立によって、女性は行政システムからま

まったく排除されたのかといえば、そうではなかった。女性だけが配属される後宮十二司という官司が設置されたのである。なお、後宮十二司は、后妃に奉仕するための官司ではない。律令制定時には、后妃が集住する空間としての後宮は成立していない。后妃たちは平城宮の外にそれぞれの家を持ち、居住していた。⁽⁵⁾ 律令の規定では、后妃一人一人に生活や経営を支える機構（家政機関）が設置されることになっており、人員も確保された。後宮十二司は、后妃ではなく、天皇の政務と生活を支える官司だったのである。

貴族・豪族女性が女官となる出仕ルートは二つ規定された。

第一は、畿内の貴族層からの出仕で、氏から選ばれたので「氏女」という。第二は、地方の有力豪族である郡の大領か少領の一族からの出仕で、「采女」と呼ばれた。彼女たちは、後宮十二司のいずれかの官司に配属され、長官・次官・判官の幹部職員や、女孺・采女という下級職員となった。

三 男官と女官の共同労働

中央官僚機構の二官八省のなかには、女官の後宮十二司と職掌が類似する男性官司があり、多くは共同労働の関係にあった（一九頁表参照）。⁽⁶⁾ 平安時代にまとめられた『延喜式』には、大嘗祭にあたって、女官の指揮下で男性官司の官人たちが設営を

行う次第が記されているが、その労働形態は八世紀に遡るという。⁽⁷⁾

内侍司長官の尚侍は、天皇の命令を周知するための行政手続に携わった。尚侍の職掌は、「常侍・奏請・宣伝」だった（養老後宮職員令内侍司条）。常に天皇の近くにいて（常侍）、男官諸司の奏を天皇へ上げて勅を請い（奏請）、天皇の勅を諸司に宣し伝える（宣伝）という意味である。

詔勅の起草担当官は、中務省に属する「内記」という男官である（養老職員令中務省条）。天皇の命が下ると、尚侍は内記を呼び、天皇の意志を伝え文章を起草させる。この間、中務卿などは関知しない。この過程を簡略化すると次のようになる。

天皇↓内侍・内記↓中務省↓太政官

尚侍が行う「宣伝」の内容は、内記を監理し文章を起草させることだったのである。⁽⁸⁾

奈良時代の聖武天皇は、「男女ともに立ち並んで天皇に奉仕するのが当然なのだ」と宣言し、女官を積極的に処遇した。⁽⁹⁾ 八世紀には朝廷の重要儀式に百官男女が参列することになった。二官八省や地方行政組織からは女性を排除したものの、後宮十二司を置き、対応する男性官司との共同労働や監理という方法で、行政システムが運用された。これは、男女ともに天皇に奉仕すべきという理念が、律令制完成後にも生き続けたこと

を意味している。⁽¹⁰⁾

四 蔵人所への職掌移行

九世紀の蔵人所設置は、律令官僚機構内における女官の地位を低下させた。蔵人は、天皇の秘書官的な役割で、機密文書や

訴訟を扱う令外の官である。通説では、弘仁元年（八一〇）の平城太上天皇の変に際し、平城の寵を受けた尚侍藤原薬子らの専横という事態のもと、機密が平城太上天皇側に漏洩するのを防ぐために、嵯峨天皇側近の藤原冬嗣らを蔵人頭に任じたといわれる。⁽¹¹⁾

後宮十二司と男性官司

女性官司		男性官司
官司名	職 掌	
内侍司 (ないしのつかさ)	天皇に常侍。命令の取次ぎ	侍従 (おもとびとまちぎみ) 内記 (うちのしるすつかさ)
蔵司 (くらのつかさ)	神璽など重要宝物の管理	内蔵寮 (うちのくらのつかさ)
書司 (ふみのつかさ)	天皇の書籍、文具、楽器などの管理	図書寮 (ふみのつかさ)
薬司 (くすりのつかさ)	天皇の医薬に仕える	内薬司 (うちのくすりのつかさ)
兵司 (つわもののつかさ)	天皇の兵器管理	内兵庫 (うちのつわもののくら)
閤司 (みかどのつかさ)	天皇居所に近い諸門の鍵の管理	監物 (おろしもののつかさ) 典鑑 (かぎのつかさ)
殿司 (とのもりづかさ)	天皇用の乗物や燃料を管理	主殿寮 (とのもりづかさ)
掃司 (かにもりのつかさ)	天皇用の設営を担当	内掃部司 (うちのかにもりのつかさ)
水司 (もいとりのつかさ)	天皇に飲料や粥などを供進	主水司 (もいとりのつかさ)
膳司 (かしわでのつかさ)	天皇に食膳を供進	内膳司 (うちのかしわでのつかさ)
酒司 (さけのつかさ)	天皇用の酒造りを監督	造酒司 (さけのつかさ)
縫司 (ぬいのつかさ)	衣服裁縫を管理	縫殿寮 (ぬいのつかさ) 縫部司 (ぬいべのつかさ)

※男官名は、職掌が類似、または共同労働する官司。和訓は日本国語大辞典による。

藏人所設置により、内侍司の奏請・宣伝機能は、藏人に移行していった。⁽¹²⁾ この結果、詔勅発給過程は次のように変化した。

天皇↓藏人↓上卿（太政官）

天皇の意志が、女官を経ないで男官の藏人を通して上卿（太政官の政務などを長として指揮する公卿のこと）に伝えられるルートがつくられたのである。⁽¹³⁾

律令国家における太上天皇制研究で知られる寛敏生氏は、律令国家機構再編についての考察にあたって、内侍司は一般の男性官人と同じく天皇の代替わりの影響を受けない官司だとし、天皇と太上天皇が分立する場合には、内侍司を通じた意志伝達ルートは太上天皇にも開かれているとした。太上天皇の意志も内侍司を通じて諸官司に伝わるのである。一方で藏人は天皇の代替わりごとに任命される官であり、藏人を通して伝達する限りにおいては、天皇の意志だけが諸官司に伝わる。藏人所設置の意義は、このような「天皇独自の勅命伝達様式の模索」⁽¹⁴⁾ だといふ。藏人は最初から大きな権限を有していたわけではなく、⁽¹⁵⁾ 藏人頭任命時点でどこまでの構想があったかは不明である。ただ、平安時代初期の天皇への権力一元化と内侍司の地位の低下の関係は、分析を深めるべきテーマだろう。

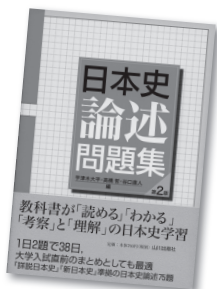
おわりに―女房の登場―

九世紀には、男性の諸官司の統廃合が行われ、後宮十二司も内侍司など一部を除いて衰退していった。平安時代に入ると后妃の内裏居住が進み、后妃に奉仕する女性たちも内裏に居所をもつようになる。やがて、后妃を支える女房集団が構成され、華々しく活躍する摂関期を迎える。そのなかでも、清少納言が仕えた中宮定子の母高階貴子は円融朝の掌侍（内侍司判官）であり、紫式部の娘藤原賢子は、後冷泉天皇の乳母となり典侍（内侍司次官）に任じられた。清少納言が「女は内侍のすけ、内侍」（『枕草子』一六九段）と憧れたように、内侍は天皇の側近として出仕女性のトップの地位を占め続けたのである。

註

- (1) 今井堯「古墳時代前期における女性の地位」（総合女性史研究会編『日本女性史論集2 政治と女性』吉川弘文館、一九九七年）。清家章「古墳時代の埋葬原理と親族構造」（大阪大学出版会、二〇一〇年）。
- (2) 応神十三年九月中条。
- (3) 伊集院葉子「髪長媛伝承の「喚」（『続日本紀研究』四〇〇、二〇一二年）。
- (4) 舒明即位前紀。
- (5) 三崎裕子「キサキの宮の存在形態について」（前掲註

- (1) 『日本女性史論集2 政治と女性』。
 (6) 文珠正子「令制宮人の一特質について」(『阡陵』関西大
 学、一九九二年)。
 (7) 橋本義則「掃部寮の成立」(『文化財論叢』同朋舎出版、
 一九九五年)。
 (8) 春名宏昭「内侍考」(『律令国家官制の研究』吉川弘文館、
 一九九七年)。
 (9) 『続日本紀』天平勝宝元年(七四九)四月甲午朔条。
 (10) 伊集院葉子「女性の「排除」と「包摂」(総合女性史学
 会編『女性官僚の歴史』吉川弘文館、二〇一三年)。
 (11) 吉村茂樹「岩波講座日本歴史 平安時代の政治」岩波書
 店、一九三三年)。
 (12) 渡辺直彦「藏人所の成立をめぐる」(『日本古代官位制
 度の基礎的研究 増訂版』吉川弘文館、一九七八年)。
 (13) 前掲註(8) 春名氏論文。
 (14) 寛敏生「古代王権と律令国家機構」(『古代王権と律令国
 家』校倉書房、二〇〇二年)。
 (15) 亀田隆之「成初期の藏人」(『日本古代制度史論』吉川弘
 文館、一九八〇年)。
 (いじゅういん・ようこ／川村学園女子大学等非常勤講師)



日本史論述問題集 第2版

宇津木大平・高橋哲・谷口直人 編
 A5判 154頁 本体 760円(税別)

教科書『詳説日本史』『新日本史』に準拠した論述問題集。設問に即して「(教科書を)読む」「考える」「書く」といった一連の学習を重ねることで、より深い理解と知識の定着を目指す。大学入試のみならず、授業の復習にも最適。

ISBN978-4-634-01049-9



新版 日本史重要用語&演習

磯村寛治 編
 B5判 156頁 解答 20頁 本体 750円(税別)

各項目見開き2ページで効率よく学習。左頁に重要用語や補充事項を配し、右頁の大学入試問題から抜粋した演習問題で着実なレベルアップを図れるよう構成。全69項目。

ISBN978-4-634-01048-2